

(写)

オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年2月4日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

各学校においては、これまで「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」という。)等を基に、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところです。

このたび、オミクロン株への置き換わりに伴い10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等を下記のとおりまとめました。各学校及び設置者においては、下記事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれましては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれましてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれましては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれましては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

記

1. 基本的な感染症対策の強化・徹底

(1) 日々の健康観察の徹底

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。特に、衛生管理マニュアルで示す地域の感染レベル（以下単に「レベル」という。）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するよう促すこと。
- ・児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。特に、レベル3及び2の地域では、児童生徒等本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけるほか、登校時の検温結果及び健康状態の確認については校舎に入る前に行うこと。
- ・登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

(2) 換気の徹底

- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要であること。さらに、十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられること（学校環境衛生基準では1500ppmを基準としている）。
- ・飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること（不織布マスクを推奨）。なお、幼児のマスク着用については、「5. 幼稚園における感染症対策」を参照すること。

(3) 給食時の感染対策の徹底

- ・給食等の食事をとる場面での感染症対策については、衛生管理マニュアル第3章の3. の記載事項を踏まえ、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

2. 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

各学校及び設置者においては、衛生管理マニュアル第1章の4. に示された行動基準を参考としつつ、地域の感染状況に応じた学校教育活動を行っていただいているところであるが、例えば、当該行動基準においては、レベル3の地域のみならず、感染拡大局面にあるレベル2の地域においては、感染リスクの高い活動を停止することと

されている。このような記載も踏まえ、オミクロン株による感染が急速に拡大している現下の状況においては、以下に記載する（1）及び（2）に示す内容については、特に感染リスクが高い教育活動であるため、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的に実施を控える、又は、感染が拡大していない地域においては慎重に実施を検討すること。なお、その他の感染リスクの高い活動についても、同様の考え方により対応することとし、それぞれの対策に取り組む際の具体的な留意事項については、衛生管理マニュアルを参照すること。

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、感染収束局面においては、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することを検討して差し支えないこと。

（1）各教科等

オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、レベル3の地域においては、体育の授業や運動時においては、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用することとしているが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的に同様の対応とすること。

（2）部活動等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、各学校等及び設置者においては、部活動前後の集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、

顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

3. 教職員による抗原簡易キットの活用

抗原定性検査キットについては、国立感染症研究所より、その診断精度について、オミクロン株による影響を受けない可能性が示唆されているとの見解が示されている。このため、感染者の早期発見を通じた学校における感染拡大防止策として、学校が保有する抗原簡易キットを教職員が一定数持ち帰り、発熱等の症状がある場合に、自宅等で必要に応じて利用することは差し支えないこと（※1）。

また、地方自治体の判断により、陰性の検査結果によって教職員の待機期間の短縮が認められる場合において、当該検査を利用する抗原簡易キットについては、学校等の事業者が医薬品卸売販売業者から入手し、教職員に利用することができることとされていること（※2）。

このほか、抗原簡易キットの購入費用については、令和3年度補正予算で措置された「学校等における感染症対策等支援事業」の補助対象となること。

（※1）「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関するQ&Aについて（令和4年1月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症等感染症対策推進室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000884127.pdf>

（※2）「「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について」（令和4年1月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別紙参照。

https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等の中には、重症化リスクが高い者も含まれていることから、これらの児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校を判断すること。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること（衛生管理マニュアル第2章の4. を参照）。

5. 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、以上で述べた感染症対策を踏まえるとともに、幼児特有の事情を考慮し、衛生管理マニュアル第5章に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策の一層の徹底を図ること。その際、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集（※）を参考にするなどし、幼稚園や幼児特有の事情を考慮した感染症対策に万全を期すこと。なお、衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集（令和2年9月7日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200904-mxt_youji-000005336_01.pdf

6. 分散登校・オンライン学習等の実施

学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、令和4年2月2日付け事務連絡で示した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」を踏まえ、適切な対応を行うこと。

その際、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方自治体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施することが求められること。

なお、学校の臨時休業は、地域の感染状況を踏まえて、学校設置者が、学校の状況を見て機動的に判断するものであるが、学校で感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があること。

【参考資料】

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7 ※2021.12.10一部修正）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html

【参考リンク】

- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)

文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○重症化のリスクの高い児童生徒等への対応に関するこ

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○各教科等の指導に関するこ

・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)

・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)

・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)付(内3163)

○幼稚園における指導に関するこ

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)